

児童扶養手当・特別児童扶養手当

心身ともに健やかに育つて

児童手当の認定請求を 忘れていませんか

児童手当は、義務教育就学前の児童を養育している方に支給されます。

支給額は

- 第1子 5,000円（月額）
- 第2子 5,000円（月額）
- 第3子 10,000円（月額）



支払時期は

児童手当等は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支払われます。

所得制限限度額

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、保健福祉課の窓口へお問い合わせください。

児童手当の認定請求には、印鑑、保険証、請求者の預金通帳、年金加入証明書が必要です。平成15年1月2日以降に普代村に転入された方は、前住所地の児童手当用所得証明書（平成14年分）、児童と別居している方は、児童の属する世帯全員の住民票が必要です。

詳しくは、保健福祉課 ⑤-2114（内線145）へどうぞ。

児童扶養手当は、父親のいない児童の家庭や実際に父親が不在の状態である児童の家庭に支給されるものです。生活の安定や自立の促進のために支給され、子どもが心身ともに健やかに成長するよう役立てもらうものです。

手当を受けることができるのは、次の①～⑧のような条件にあてはまる十八歳に達する年度の年度末まで、または二十歳未満で一定程度以上の障害がある児童の母や、母にかわってその児童を養育している人です。いずれの場合も国籍は問いません。

- ①父と母が離婚した児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が国民年金法の一級か重度の障害を持つ児童
- ④父が海難事故や航空機事故などで三ヶ月以上生死不明の児童
- ⑤父が一年以上同居せず、かつ生計を維持しないで遺棄している児童
- ⑥父が一年以上刑務所などに収容されている児童

（届出をしていない事実上の婚姻関係を解消した場合を含みます）

⑦婚姻によらないで生まれた児童
⑧父母があるかないか明らかでない児童（棄児など）

かでない児童（棄児など）
児童扶養手当の月額は本年十月から左表のとおり改正されました。

児童扶養手当

平成15年10月～（月額）

	旧・全部支給	新・全部支給	一部支給（本人）
児童1人の場合	42,370円	42,000円	所得額に応じ手当額を設定
児童2人の場合	47,370円	47,000円	
児童3人の場合	50,370円	50,000円	

※児童が1人増えるごとに、手当は3,000円ずつ加算されます。

特別児童扶養手当

平成15年4月～（月額）

	1級（重度）	2級（中度）
対象児1人につき	51,100円	34,030円

特別扶養手当は、精神や身体に障害のある児童を育てる家庭に支給されるものです。児童の生活や福祉の向上に役立てるもうものです。
手当を受けることができるのは、精神や身体に障害のある二十歳未満の児童の父もしくは母。または父母にかわって児童を養育している人で、国籍は問いません。
特別児童扶養手当の月額が、本年四月からすでに改正になつていて、支給額は左表のとおりです。

詳しくは、保健福祉課 ⑤-2114（内線145）までお問い合わせください。

特別児童扶養手当